

補助金申請に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体、法人である場合は当社）は世田谷区文化・芸術活動継続支援事業の補助金の交付を申請するにあたり、下記の記載に偽りがないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、意義は一切申し立てません。

記

1. 申請書類の記載事項について、虚偽の記載は一切ありません。申請書類及び実績報告書類に虚偽の記載や報告があった場合は、補助金の返還等、世田谷区長の指示に従います。	はい・いいえ
2. 自ら又は自らの役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団関係者ではありません。	はい・いいえ
3. 住民税及び事業税について、過年度分も含めて滞納はありません。	はい・いいえ
4. 政治的若しくは宗教的普及宣伝と認められる活動又は公序良俗に反する恐れがある活動を実施する個人または団体ではありません。	はい・いいえ
5. 補助事業は、以下の(1)～(7)には該当しません。 (1) 宗教上の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの (4) 他者の作品を無断で使用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの (5) その内容が児童ポルノ、差別的若しくは暴力的言動、ヘイトスピーチ、他者を偽ったものその他これらに類するものであるもの (6) 法令等に違反するもの及び公序良俗に反するおそれのあるもの (7) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することが主な目的であるもの	はい・いいえ
6. 補助事業について、区、区の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が実施する他の補助金制度を申請していません。（他補助金と重複して申請していません）	はい・いいえ
7. 事業終了後、30日以内に事業報告書類を区に提出しなければならないことを了承しました。	はい・いいえ
8. 補助金の支払いについては、事業報告書類を提出したのち、補助金額の確定を受けたあとに請求書を提出することにより支払われることを了承しました。	はい・いいえ

令和 年 月 日

住 所： _____

団体名： _____

代表者 職・氏名： _____